

完全子会社が全額出資して設立した株式会社で、被告との間に資本的な密接性が認められること、社長達やグループ会社の就業規則の中で、欠勤日数が一定日数に達した場合や更新時に健康上の問題がないと判断されなかった場合を除き、原則として六五歳まで再雇用する旨明記され、実際、除外事由に該当しない限り、希望者全員の契約が更新されてきたこと、後述のとおり、グループ会社入社後の労働条件は、当該地域に生活する労働者に配慮した内容となっていることからすると、同一企業グループでの高年齢者の安定した雇用が確保される制度と評価でき、被告における継続雇用を保障するものでないからといって、直ちに同法九条一項二号の継続雇用制度に該当しないといふことはできない。

(3) 原告らは、転籍後の労働条件が劣悪であるから、雇用安定法九条一項二号の定める継続雇用制度に該当しないと主張する。しかし、継続雇用制度は事業主に一定の負担を強いるものであり、同号は、継続雇用制度によって確保されるべき雇用の内容までは規定しておらず、労働者の希望に合致した労働条件であることまで要求しないで、事業主の実情等を踏まえた多様な雇用形態を許容する趣旨であると解するのが相当である。したがって、労働条件が低下するからといって、直ちに継続雇用制度に該当しないとはいえない。

上記前提事実のとおり、本件制度は、定年前のグループ会社への転籍により、定年までの給与の減額を伴うが、各グループ会社の給与水準は、同一地域における同業種

の賃金水準等を参考にしつつ、大幅な減額とならないよう一定の配慮をした上で設定され、減額分に対して繰延型又は一時金型を設けて、最大五〇割を賃金の上乗せや退職金の支払によって填補する仕組みであり、勤務地も限定的なものとす等、当該地域で生活する労働者の事情に配慮したものとなっているから、総所得が低下する場合があっても、直ちに継続雇用制度に該当しないとはいえない。

また、原告らは、同法九条一項二号は五歳以降に希望聴取すべきことを要請しているとして、五〇歳の時点で希望を聴取したのは同項に違反していると主張するが、同法は、希望聴取の時点について何ら規定せず、合理的な範囲内で事業主の裁量に委ねていると解されるから、上記主張を採用することはできない。原告らは、本件改正法施行後に改めて原告らに対する雇用形態選択の機会が付与されていないと指摘するが、上記前提事実のとおり、原告らは、三度にわたる選択の機会が付与されているし、企業が、本件改正により原告らに対して改めて選択の機会を付与すべき義務を負うと解すべき根拠はないから、上記主張もまた採用することはできない。

原告らは、十分な情報が与えられず、本人の自由意思に基づく判断が保障されなかったから、同法の趣旨に反すると主張する。しかし、上記前提事実のとおり、被告は、原告らを含む従業員らに対し、説明会を開き、資料を配付する等して本件制度の趣旨、概要、選択手続等を具体的に説明しているものであり、原告らに対し、違法な退

職強要等、自由な意思決定が阻害されたことを窺わせる事情は見当たらないから、上記主張にも理由がない。

原告らは、本件制度は、被告のリストラ計画に依らない者に不利益を課す不公平なもので、同法の趣旨に反すると主張する。本件制度は、退職・再雇用型を選択しない限り、定年後の再雇用の機会が与えられない制度であるが、被告が企業経営の合理化の観点から被告の業務の相当部分をグループ会社に業務委託し、それにあわせて本件制度を導入し、キャリアスタッフ制度を廃止した結果であり、本件制度を不公平なものとして評価する根拠にはならないし、他に、本件制度について、同法の趣旨に反する不公平なものであるとする根拠はないから、上記原告らの主張は採用できない。

(4) 以上のとおり、本件制度が雇用安定法九条一項二号の継続雇用制度に該当しないとはいえず、被告が同項に違反していると認める根拠はないから、被告が定年後の原告らの従業員たる地位を否定したことが不法行為に該当するとの原告らの主張は、その余の点を判断するまでもなく、理由がないといわなければならない。

第四 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 渡邊 弘 裁判官 藤井 聖悟 秋武郁代)

別紙 賃金一覧表へ略

刑 事

◎殺人、現住建造物等放火の公訴事実について間接事実を総合して被告人を有罪とした第一審判決及びその事実認定を是認した原判決に、審理不尽の違法、事実誤認の疑いがあるとされた事例

殺人、現住建造物等放火被告事件、最高裁判一九〇八〇号、平二二・四・二七三小法廷判決、破棄差戻、刑集登載予定
一審大阪地裁平一四〇七〇三五号ほか、平一七・八・三判決、二審大阪高裁平一七(一)一四五四号、平一八・一二・一五判決

一 本件は、当時四四歳の被告人が、息子(養子)の妻(当時二八歳)及びその夫婦の長男(当時一歳一〇月)を、息子宅であるマンションの室内で殺害し、その後、同室内で放火したという殺人、現住建造物等放火の事実で起訴され、第一審で無期懲役、第二審で死刑といずれも有罪の認定がなされたにもかかわらず、最高裁において、審理不尽、事実誤認の疑いを理由に、第一、二審判決がいずれも破棄されて事件が第一審に差し戻された事件

る吸い殻は数本に止まる。もし、本件灰皿に何人かが水を掛け、あるいは、本件火災の際の消火活動によって本件吸い殻が濡れたのであれば、他の吸い殻も同様に濡れていて然るべきであるが、上記写真からは他の多くの吸い殻が本件吸い殻同様に濡れていたとの形跡は窺えない。

また、本件灰皿の内容物を取り出したOは、内容物が濡れていたか否か、「わからない。覚えていない。」と証言し、その証言の際に、検証時に本件灰皿の内容物を取り出したうえで本件灰皿の底の部分撮影した写真を見て、錆びてはいるが、湿っているようには見えないと供述している。

エ 本件灰皿は、本件事件当日以前、約八か月間清掃されたことがないというのであって、その内容物には相当に古いものが含まれている。

オ 以上の状態、殊に本件吸い殻全体が濡れる状況に置かれたことがあったか、あるいは長期間風雨に曝された場合に生じるような変色をしていることからして、本件吸い殻は、被告人が本件当日に喫煙したものを本件灰皿に投棄したものと到底推認し得ない。

(3) 本件当日以前に被告人が喫煙したたばこの吸い殻が本件灰皿に投棄された可能性について

ア 被告人自身が本件当日以前にC方を探しているうちに偶々本件マンシオンに立ち寄り、その際に本件灰皿に捨てたのが本件吸い殻である可能性も一応あり得る。しかし、被告人は本件マンシオンを過去に訪

れたことはない旨主張しており、被告人のその供述が信用できる限り、この可能性は否定される。

イ 亡D子が被告人の携帯灰皿を持ち帰り、その内容物を本件灰皿に捨てた可能性について

この点は、第一審以来、弁護人らが主張しているところであり、その可能性を否定する原判決及びその引用する第一審判決の認定が首肯し難いことは、多数意見にて指摘するとおりであるが、その可能性に関する主要な問題点について以下に摘記する。

(ア) 被告人は、常時携帯灰皿を持ち歩き、その灰皿を被告人、B子、亡D子が共用していたこと、及び亡D子が時としてその共用していた携帯灰皿を持ち帰ったことがあったことは、記録上明らかである。

(イ) 本件火災現場の六畳間床面上の焼毀物の中から金属製の携帯灰皿が見つかり、その中に二本の吸い殻が存したところ、そのうちの一本は、亡D子が常時喫煙していた「マルボロライト」であったが、他の一本はB子が常時喫煙していた「ショートホーブライト」であった。本件記録上、亡D子とB子とが直接会ったことが認められる最後の機会は二月二〇日であるから、短くとも同日以後本件当日まで五日の間、同灰皿の内容物は投棄されていなかったことが認められる。

(ウ) 本件検証時の写真には、C方台所の三段ラックの上に置かれていた喫煙用具がまとめて入れてあった箱の中に、箱型で白と青のツートーンの携帯灰皿が確認されて

いるが、その内容物に関する写真は、本件記録上存しないことからして、同灰皿には吸い殻が存しなかったことが窺われる。

(エ) B子の証言及び被告人の供述によれば、上記各携帯灰皿の外にも、被告人方にはビニール製のものがあって、それを亡D子が持ち帰っていた可能性が認められる。

(オ) 本件灰皿に存した吸い殻中には、亡D子が日頃喫煙していた「マルボロライト(金色文字)」が四本存したことが認められる。

(カ) 本件吸い殻のような形態でたばこの火が消えるのは、原判決が認定するように灰皿に捨てられたうえでの自然鎮火の場合も勿論あり得る。他方、例えば、机の上等に吸い差ししたたばこを置いて、話に夢中になっているうちに机の縁の所で消えてしまっているうちに吸い殻のみを携帯灰皿に収納しても、本件吸い殻のような状態になることはあり、また、フィルター近くまで吸い終わった後、揉み消す際に火のついた部分が全部落ちると、やはり本件のような状態となり得るのであって、本件吸い殻の状態は携帯灰皿に収納されていたことと矛盾するとは認定できない。

(キ) 多数意見にて指摘しているとおり、以上の諸事実の存在にもかかわらず、それらの諸点について十分に審理を尽くすことなく、弁護人らが指摘する亡D子によって本件吸い殻が本件灰皿に捨てられた可能性を否定する原判決の判断は、是認することはできない。

二 目撃情報について

原判決及びそれが肯認する第一審判決、摘示する被告人に関連する目撃情報は、告人との関連性を直接認定できるものでなく、極めて薄い関連性しか認められなもので、被告人が本件当日、本件マンシオン近を徘徊していたと認定するには、なお理的疑いが存すると言わざるを得ない。

(1) 直接の目撃情報は皆無である。

本件当日、被告人が本件マンシオン付を徘徊していたことを裏付ける確実な目撃情報は皆無である。

原判決及びそれが肯認する第一審判決は、被告人は本件当日の午後三時三〇分頃から本件マンシオン付近にいて、本件火災発生後、本件現場を離れていると認定しているところ、それだけ長時間、本件現付近を徘徊していれば、当然に何人かの実な目撃情報があつて然るべきである。た、被告人は、住宅街の中でC宅を探していたのであって、単なる一般の通行とは異なり言わば目立つ行動をとっていた(キヨロキヨロ見廻しながら歩いていたか、通行人等に人の住所を尋ねていた等)のであるから、周辺の住民等による確実目撃情報があつて然るべきである。しかし、本件において、そのような証拠は皆無である。

さらに、今日では、コンビニエンス・ストアや有料駐車場等、随所に防犯ビデオが設置されていて、多くの刑事事件において、そのビデオ映像が有力な証拠としていられているところ、本件では、かかる

拠は全く提出されていない。また、今日、高速道路や国道その他の主要道路には、Nシステムカメラが随所に設置されており、それによって撮影された自動車のナンバーの写真が、刑事事件における犯人の特定に繋がる有力な証拠として用いられていることは、オウム真理教の事件などを通じて裁判所にとって顕著な事実であるが、本件ではかかる証拠も提出されていない。

(2) 駐車の見撃状況について

ア 原判決及びそれが肯認する第一審判決は、被告人が本件当日運転していたホンダストリームと同種、同色の車が、丁原商店北側空地に駐車しているのが、本件当日の午後三時四〇分ころ、四時三〇分ころ、八時ころにそれぞれ第三者に見撃されていた事実を基に、同一の車が同所にその間駐車していたと認定している。

イ しかし、上記各目撃者は、自動車のナンバーまでを目撃している訳ではないのであって、上記の事実のみでは、同一の車が同所に引き続き駐車していたと認定するには論理の飛躍がある。ホンダストリーム自体は、本件当時販売が開始されて以来それ程時間が経っていないとは言え、既に大阪府下だけで六〇〇〇台以上販売されていたというのであって、同一の場所に同一の車種の車が時間を置いて駐車していたのが目撃される可能性がないとは言えない。また、第一審判決は、上記の各事実から同車は午後三時四〇分ころ以降継続して駐車していたものと認定しているが、同一人物が二度に亘って目撃しているならともかく、

上記の見撃情報は別々の人物によるものであり、殊に午後四時三〇分ころの見撃から午後八時ころの見撃までの間三時間半余の空白があり、仮にその車が同一であったとしても、その間同車が移動していなかったことが当然に推認できるものではない。

ウ 仮に、丁原商店北側空地にホンダストリームが本件当日午後三時四〇分ころから本件火災発生時まで継続して駐車していたとすれば、同所は普段のように長時間同一車輛が駐車している場所ではないことからして、当然に目立つ状況にあったと認められる。他方、上記駐車場所の横には丁原商店のたばこや飲料水の自動販売機が並んでいるのであるから、休日であっても付近の住人等による相当数の利用者はあると推測され、それらの利用者の中からその駐車自動車の目撃者が相当数現れても不思議ではないと思われる。しかし、本件では、大規模な聴込み捜査が行われたと推認されるにもかかわらず、僅か四名（実質三名）しか目撃者を見出せなかったのである。そうすると、それら四名の目撃者は偶々その時刻に駐車しているホンダストリームを目撃したというにすぎないのであって、その目撃状況からして、同一の車輛が同所に継続して駐車していたとまで認定するには、なお論理に飛躍があると言わざるを得ない。

エ Uが午後九時ころにT₁宅を退去する際に、上記場所でのホンダストリームの駐車に気付いていない点について

四〇分ころT₁宅を訪れた際に、上記駐車場所にホンダストリームが駐車していたことを目撃している。しかし、同人が午後九時ころ、T₁宅を退去するべくT₁宅前からUの自動車を運転して出発する際に、同駐車場所に何らかの車が駐車していたことには気付いていない。同人は、その理由について、退去時点ではホンダストリームに対する関心が失くなっていったからである旨供述する。しかし、同駐車場所は、Uの自動車が駐車していた位置から発進するに際して、何ら特別の注意を払わずとも当然に同人の視野に入る位置にあった。そして、UはT₁宅訪問時に同車に気付いた際には、その駐車場所が妻の実家であるT₁所有地内であったところから、誰か知合いでも来ているのかと思ったというのであるから、その駐車については印象に残っていると認められ、また、同人のT₁宅退去時に同一の自動車が駐車していたならば、通常、「誰だい、この厚かましい車の運転手は」ぐらいの感情を持つと思われるところ、Uは、上記場所に自動車が駐車していたことに気付かなかったというのである。

そうすると、Uの退去時に、上記のホンダストリームは、既に同所には駐車していなかったものと推認するのが自然である。

なお、Uが警察の事情聴取に応じたのは、平成一四年五月五日の実況見分に立会った何日前かの記憶はないものの、同人の妻の姉U₁からの、「うちの前に白いストリーム停まっていたのを見たことがないか」との問合せの電話がきっかけであると証言

しており、Uが警察の事情聴取に応じたには、不審車輛一般についての捜査ではなく、被告人が本件当日運転していた白いストリームに捜査の関心が注がれていたことが認められるのである。

オ 以上のとおり、T₁宅前に駐車していたことが四人（実質三人）により目撃されたホンダストリームは、同一車輛であったとまでは認定することはできず、それにえて本件当日午後九時ころには、同車は、T₁宅前には駐車していなかったもの推認されるのであり、そうすると同車は、本件放火事件が発生した本件当日の午後九時四五分ころにも、上記場所には駐していなかったものと推認されるのであり、同自動車について、本件事件との関性を認めるにはなお疑問が払拭できないのである。

おつて、T₁宅前に駐車していたことが撃された上記ホンダストリームは、被告が本件当日運転していた車と同種、同色はあるが、それ以上に被告人との関連性窺わせる証拠は皆無である。

(3) Z子の証言について

Z子が、本件当日午後三時三〇分ころ、本件マンションの近くで被告人に似た人を目撃したとの証言について、原判決及びそれが肯認する第一審判決は、被告人の「人性を推認させる重要な事情と位置付け」ている。

しかし、Z子の証言は、本件当日、本マンションに近いパティンダセンター（二階から一階への階段付近で、ベビーカー